

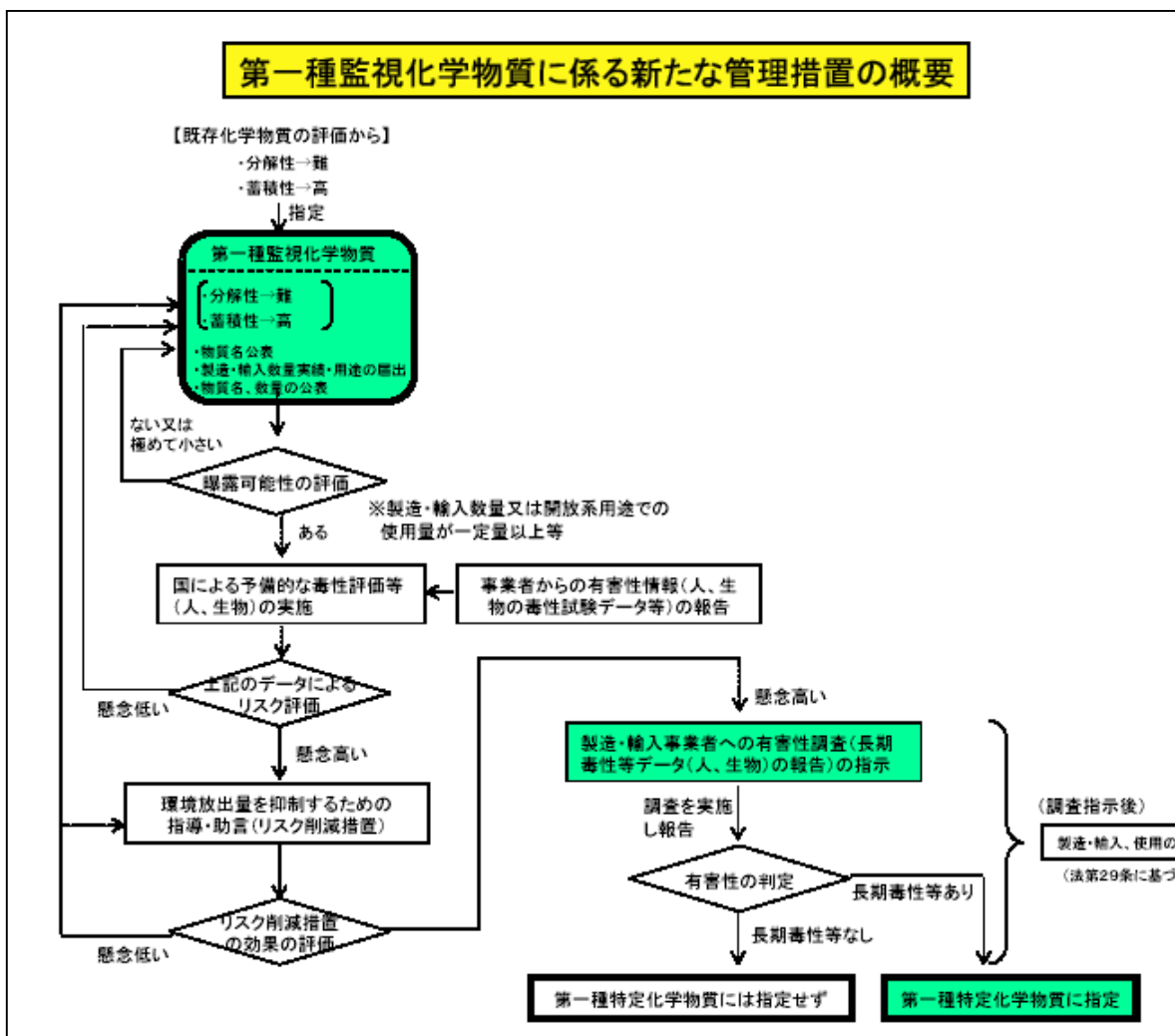
## 化審法 第1種監視化学物質指定への自主的な対応活動の実施

2006.8.16 付け「中国新聞」等は、愛媛大学の調査結果として「難燃剤汚染アジアで拡大」との報道をした。この報道に対して、BSEF らの自主的な対応活動の状況を報告する。

先ず第一に、HBCD（ヘキサブロモシクロドデカン、CAS# 25637-99-4）は、改正化審法により、2004年9月22日付けで、「第1種監視化学物質」に指定され、日本難燃剤協会及びBSEF JAPANでは、法に基づいて「自主的な管理計画」を立案し、対応を開始した。

改正された「化審法」の体系は、

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/a1/1-2.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/a1/1-2.pdf) に見られよう  
に、既存化学物質の安全性点検で、難分解性及び高蓄積性のある物質を対象として指定され、「製造・輸入実績数量等の届出」また業界に対して対象化学物質の環境中への放出の状況確認や自主的な暴露削減活動が要求される。



この指定の結果、国による予備的な毒性評価等（人・生物）が実施されている。また業界に対しては、自主管理計画を立案・実施することを期待されている。

こうした期待に対して、関連ユ - ザ - 業界とも協議の上で、臭素科学・環境フォーラム（日本）は、HBCD 自主管理計画（<http://www.bsef-japan.com/index/2006/03/15-113335.html>）を公表し、計画の実現に向けた活動を実施中である。

なお、記事のいくつかの誤りについて説明をしておきたい。

1. 有害性が指摘された他の臭素系難燃剤（多分、これは欧州連合の RoHS 指令での PBB、Penta-BDE 及び Octa-BDE を指すと思われるが）の代替品として使用される・・・との記事だが、<http://www.frcj.jp/data/index.html> の「主要臭素系難燃剤」の表に見られるように、上記の代替をする難燃剤ではありません。
2. また、内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）の作用の疑いとあるが、これは本年欧州連合のプロジェクト（FIRE）によって否定されている。

参考 <http://www.bsef-japan.com/index/2006/07/05-102735.html> 及び  
<http://www.credocluster.info/docs/newsletter/credonews5.pdf>

以上。